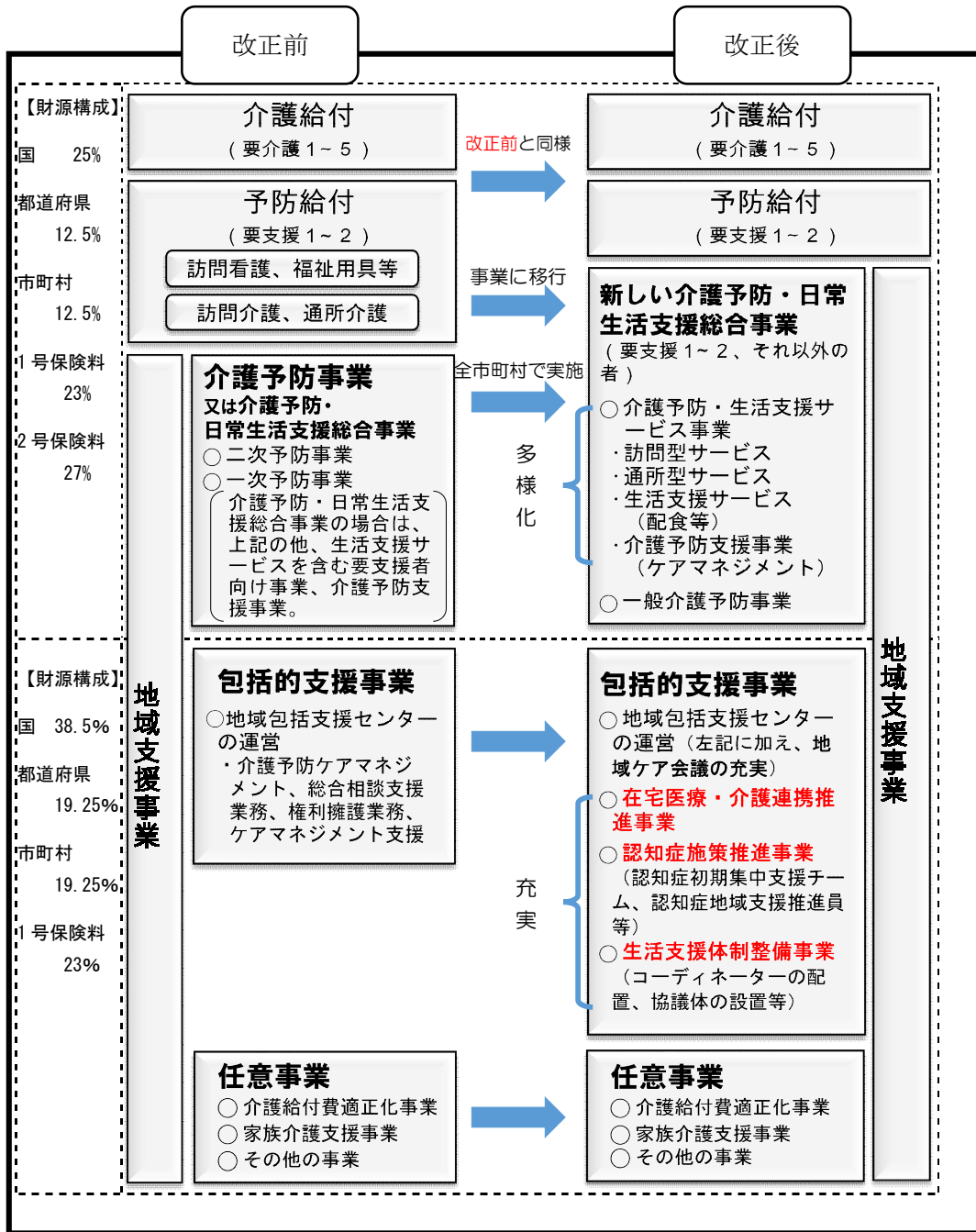


第3章 高齢者が住み慣れた地域でくらすための仕組みづくり

■ 地域支援事業の全体像



第1節 地域包括支援センターの機能強化による相談支援体制の充実

第1項 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについては、平成27年度以降、4箇所を設置しています。

業務内容としては、総合相談支援事業、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント業務に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症支援の推進、生活支援体制整備事業、地域ケア会議等を実施しています。

地域包括支援センターの役割に応じた体制を確保するため、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成28年3月23日条例第16号）に基づき、各日常生活圏域の高齢者人口等を勘案し適切な人員を配置します。

また、平成30年4月1日に施行された介護保険法により、介護保険法第115条の46に基づき自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進を目的として、保険者である取手市が地域包括支援センター運営事業内容を評価することが義務付けられました。

そのため、厚生労働省で定められた評価項目による結果に基づき、毎年高齢者福祉・介護保険事業運営委員会において評価の妥当性を報告し、地域包括支援センターのさらなるサービスの質の確保に努めます。

なお、藤代地区については、2つの日常生活圏域における業務を1箇所の地域包括支援センターが担っているため、業務量等の増加を勘案し、今期計画期間中に第5圏域に地域包括支援センターを増設します。

事業名	事業内容
地域包括支援センター機能強化	①総合相談支援の充実
	②包括的・継続的ケアマネジメントの充実
	③権利擁護支援の充実
	④在宅医療・介護連携の充実
	⑤認知症施策の充実
	⑥生活支援体制整備の充実
	⑦地域ケア会議の充実

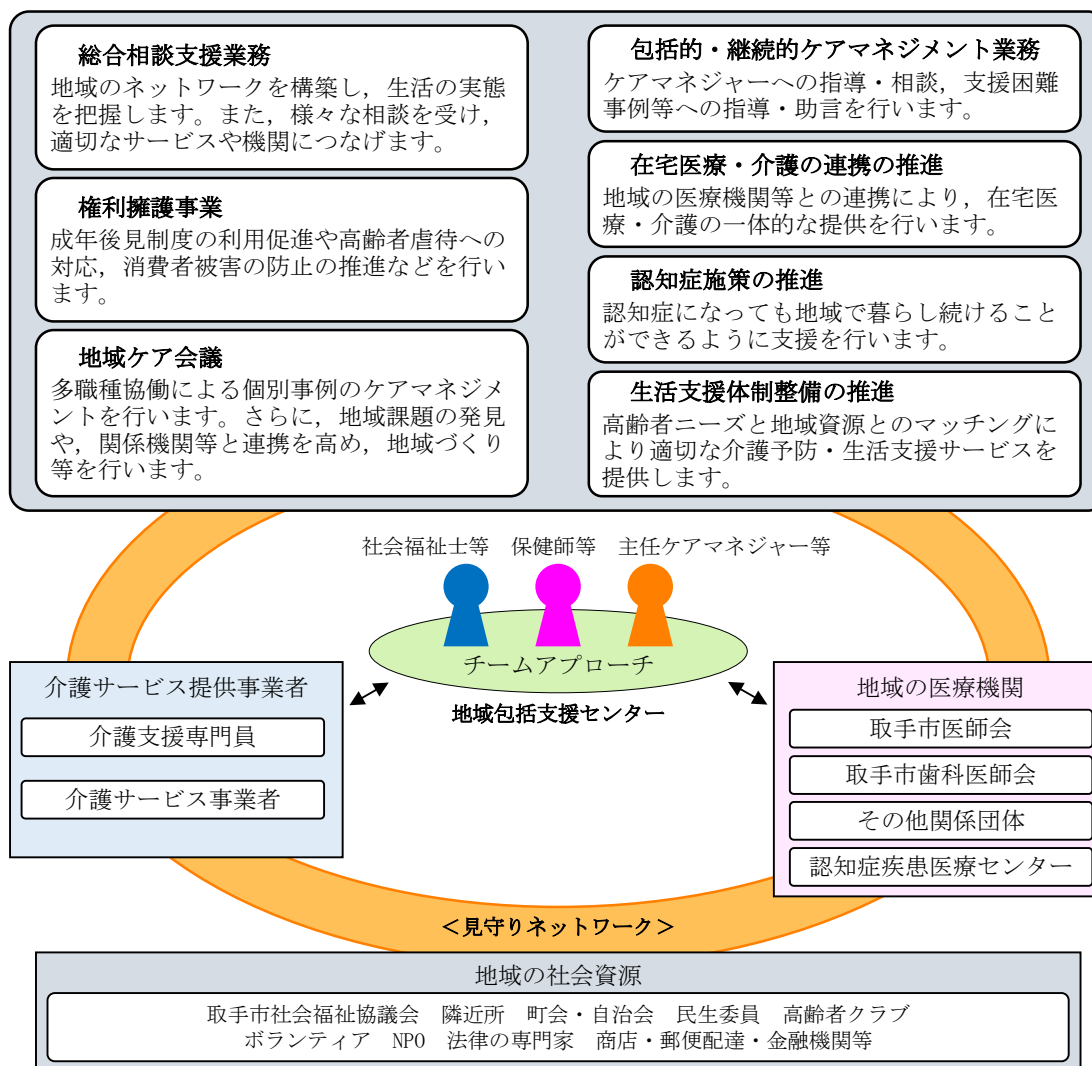
■日常生活圏域ごとの高齢者人口

(単位：人，%)

区分 圏域	高齢者数	高齢化率	前期	前期	後期	後期
			高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率
第1圏域	8,843	33.83	4,010	15.34	4,833	18.49
第2圏域	9,283	34.26	4,669	17.23	4,614	17.03
第3圏域	7,322	32.85	3,546	15.91	3,776	16.94
第4圏域	5,108	36.50	2,462	17.59	2,646	18.91
第5圏域	6,109	35.31	3,443	19.89	2,666	15.41
合計	36,665	34.33	18,130	16.97	18,535	17.35

※令和2年10月1日現在の住民基本台帳の人口です。

■地域包括支援センターイメージ図



■地域包括支援センター一覧

センター名	圏域	担当区域
はあとぴあ	第1圏域	取手一～三丁目，東一～六丁目， 台宿一・二丁目，井野一～三丁目， 井野台一・二丁目，青柳一丁目，台宿，取手， 井野，青柳，吉田，中央町，長兵衛新田， 小堀，小文間，桑原，井野団地
緑寿荘	第2圏域	白山一～八丁目，新町一～六丁目， 井野台三～五丁目，西一・二丁目， 本郷一～五丁目，中原町，駒場一～四丁目， 寺田，野々井，稲
さらの杜	第3圏域	新取手一～五丁目，戸頭，米ノ井， ゆめみ野一～五丁目，下高井，上高井，貝塚， 市之代，戸頭一～九丁目
藤代なごみの郷	第4圏域	岡，和田，山王，配松，神住，中内，櫛木， 藤代，片町，毛有，清水，小浮気，浜田， 上萱場，下萱場，萱場，大曲，新川， 双葉一～三丁目，紫水一～三丁目
社会福祉協議会 (予定)	第5圏域	宮和田，平野，小泉，谷中，中田，米田， 渋沼，押切，高須，大留，神浦， 光風台一～三丁目，桜が丘一～四丁目， 藤代南一～三丁目

第2節 生活支援体制整備事業の推進

第1項 地域の支え合い活動の支援

介護保険サービス等の公的な支援（公助）では対応できない、多様な市民ニーズに柔軟に対応するとともに、核家族化の進展、職場中心の社会で生活してきた高齢者と地域とのつながりが希薄化しているため、住民主体による地域づくりが求められています。

そのため、今まで培ってきた高齢者の知識や経験を活かした地域と関わる場や機会の提供を行い、参加しやすい仕組みづくりを行います。

具体的には、ちょっとした困りごと支援の活動など、既に支え合いの体制が構築されている地域がある一方で、そういった体制づくりが醸成されていない地域もあることから、介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う

「生活支援コーディネーター」などを中心とした、支え合いの機運の醸成及び活動の立ち上げ支援、組織づくり支援等を推進します。

第2項 地域の資源開発とネットワークづくりの推進

今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる1人暮らし高齢者世帯や高齢者世帯が増加していくことを踏まえ、高齢者を含めた地域住民の力による多様な生活支援等のサービスを充実していくことが求められます。

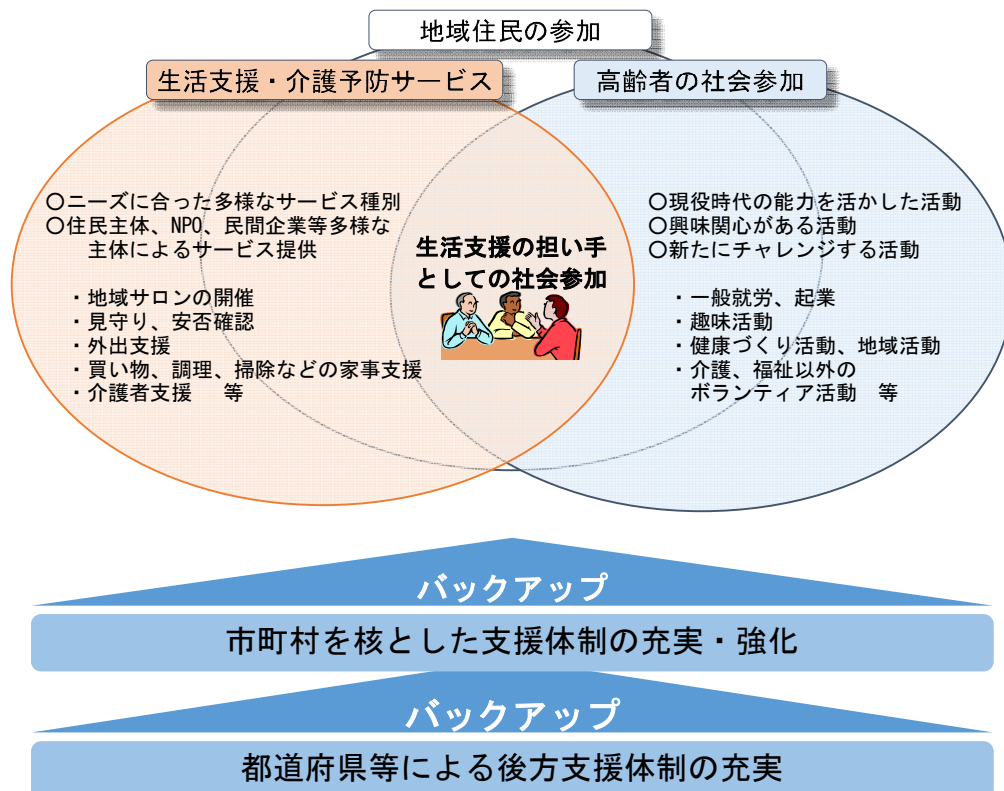
このことから、介護保険法第115条の45第2項第5号に基づき生活支援体制整備に向けて取手市全体（第1層）や各地域包括支援センター単位（第2層）に設置した「地域支え合いづくり推進協議会（協議体）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、NPO法人、ボランティア、地縁組織、社会福祉法人等との協働により、生活支援サービスの開発・ネットワーク化を進めていきます。

特に、第2層生活支援コーディネーターを中心に、多様な地域資源の発掘・育成を目的に、社会資源の把握、介護予防・生活支援サービスの創出に取り組み、在宅生活を継続できるような生活支援体制を整備します。

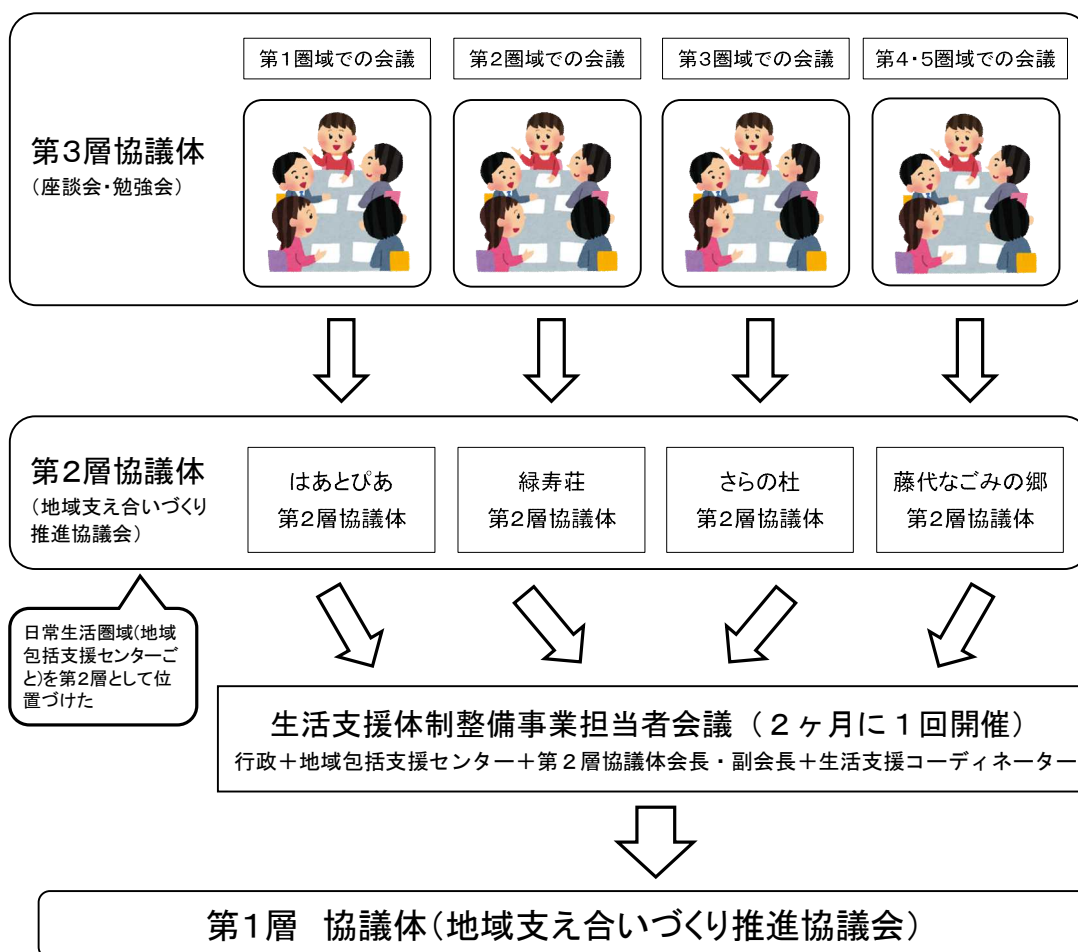
事業名	事業内容
生活支援体制整備事業	① 市民による自主的な活動場所の確保 ② 市民の自主的な活動における担い手の養成

生活支援・介護予防サービスの充実と 高齢者の社会参加

- 単身高齢者世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、平成27年の介護保険法改正により地域支援事業に位置づけられた。



■ 取手市における生活支援体制整備事業取組みイメージ



■ 第1層・第2層協議体設置数 (単位：箇所)

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
協議体設置数		5	5	6	6

■ 生活支援コーディネーター配置数 (単位：人)

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
生活支援コーディネーター数		5	5	6	6

第3節 認知症施策の総合的な推進

日本の認知症高齢者の数は、平成24年（2012年）で462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）と推計され、令和7年（2025年）には約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）に達することが見込まれています。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要となります。

認知症施策については、平成27年1月に医療・介護サービスの有機的な連携及び認知症の方及び家族の視点に沿った施策の推進として、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき推進されてきましたが、さらに強力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策推進大綱が定められました。

認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防から早期診断、早期対応、ケア及び家族支援まで一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実に努めます。

認知症施策推進大綱の5つの柱と市町村が主体となって取り組むべき事項

No	認知症施策推進大綱の5つの柱	取手市の取組み
1	普及啓発・本人発信支援	①認知症地域支援推進員の配置 ②認知症サポーター養成及び活動促進 ③認知症ガイドブックの普及 ④本人ミーティングの実施
2	予防	①健康づくり・介護予防を総合的に推進するための仕組みづくりの推進（第2章参照）
3	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	①認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援 ②オレンジファミリーピアの実施 ③見守りキーホルダー・ステッカーの推進 ④チームオレンジの体制作りに向けた検討
4	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	①認知症初期集中支援チームによる早期対応 ②高齢者虐待防止 ③成年後見制度利用促進 ④若年性認知症の人への支援
5	研究開発・産業促進・国際展開	①最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る。

第1項 普及啓発・本人発信支援

取手市ではこれまで、市民に対して「認知症ガイドブック」の普及や認知症サポーターの養成を行っています。

「認知症ガイドブック」とは、これまで取手市が培ってきた認知症の人を支える取組みを整理し、認知症の人、その家族及び市民に対してこれらを体系的に紹介するものです。

「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解して認知症の高齢者を支援する人のことで、養成講座を受講することでサポーターになることができます。

取手市や各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」が主導的役割を担い、認知症サポーターの養成、養成講座を受講した方を対象に行うステップアップ講座の充実及び認知症ガイドブックの改定等を行い、認知症に関する情報の普及や認知症高齢者や若年性認知症の方及び家族への支援を行うため、最新の情報を分かりやすく提供できるよう、普及に努めます。

また、認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施を通じて、本人の意見の把握、施策の企画・立案、評価への本人視点を反映していきます。

■認知症地域支援推進員配置数 (単位：人)

区分	年度	計画			
	見込	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
	R2 (2020)				
認知症地域支援推進員配置数	8	8	9	10	

■認知症サポーター養成数及びステップアップ講座 (単位：人，回)

区分	年度	計画			
	見込	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
	R2 (2020)				
認知症サポーター養成講座受講者数	4,600	4,700	4,800	4,900	
認知症ステップアップ講座開催回数	0	1	1	1	

第2項 予防

「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目的に、第2章「健康づくり・介護予防を総合的に推進するための仕組みづくり」の各種事業を推進していきます。

第3項 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心としながら、認知症の人やその家族が、地域の住民や医療・介護の専門家と交流する認知症カフェ（オレンジカフェ）を今後も発展的に展開し、本人や家族への支援を充実していきます。

また、介護者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括支援センターが実施している「オレンジファミリーピア」や社会福祉協議会が主催している介護者の会などを通じて、お互いの悩みの共有や介護の情報を伝えることなどによって、介護者が孤立することのないよう支援していきます。

介護者への支援として、認知症による徘徊のおそれがある高齢者へ、キーホルダーと反射ステッカーを配布することで、保護時の本人特定や緊急連絡先への連絡を迅速に行います。

なお、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」の構築を検討していきます。

■認知症カフェ設置数

(単位：箇所)

区分	年度	計画		
		見込 R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
認知症カフェ設置数	8	8	8	8

第4項 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人やその家族に早期に関わり、支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに配置しています。専門職チームが家庭訪問等を行うことで、受診勧奨などの早期対応を行います。

虐待の防止に向けて、取手市高齢者虐待防止対策事業実施要綱に基づき、高齢者虐待防止実務者会議等を開催し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携することで早期発見に努めます。

また、令和2年度に策定した「取手市成年後見制度利用促進基本計画（令和2年度から4年度）」に基づき行政及び社会福祉協議会に設置した「成年後見サポートセンター」が協力して中核機関の4つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援）を担い、家庭裁判所等と連携し、地域連携ネットワークを構築します。地域において本人に身近な親族、司法・医療・福祉等の関係者が連携する「成年後見制度利用促進連携協議会（消費者安全確保地域協議会兼ねる）」を定期的に開催し、消費生

活センターとも連携するとともに、必要に応じて成年後見制度市長申立を行い、消費者被害等を未然に防止します。

令和2年12月1日現在、介護認定を受けている中での40歳から64歳における若年性認知症数は、7人となっております。今後、若年性認知症の人への支援として社会参加活動の体制整備や、地域包括支援センターの周知を図ります。

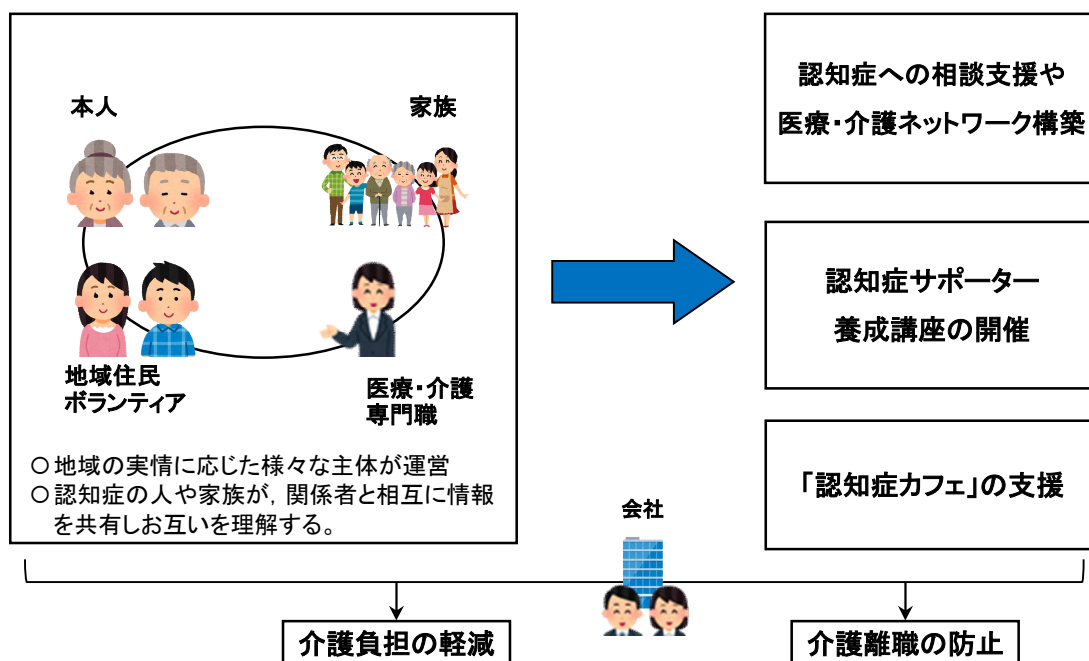
■認知症初期集中支援チーム数 (単位：箇所)

区分	年度	計画			
		見込 R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
認知症初期集中支援チーム数		3	4	4	5

■成年後見制度利用支援事業 (単位：件)

区分	年度	計画			
		見込 R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
市長申立件数		20	22	24	26
報酬助成件数		20	20	20	20

<認知症地域支援推進員の業務内容イメージ図>



■認知症カフェ⇒認知症の人やその家族が，地域の人や専門家と情報を共有し，お互いを理解し合う場

認知症カフェの取組の一例 (地域包括支援センターの取組)

- 1～2回／月程度の頻度で開催（2時間程度／回）
- 通所介護施設や公民館の空き時間を活用
- 活動内容は、特別なプログラムは用意されていなく、利用者が主体的に活動
- 効果
 - ・ 認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・ 家族 → 分かり合える人と出会う場所
 - ・ 専門職 → 人としてふれあえる場所（認知症の人の体調の把握が可能）
 - ・ 地域住民 → つながりの再構築の場所（住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場）

認知症カフェの様子



第4節 在宅医療・介護連携の推進

介護保険法第115条の45第2項第4号に基づき、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を推進することが重要です。

このため、取手市・守谷市・利根町が中心となって、公益社団法人取手市医師会等と緊密に連携し、認知症の方への対応力強化や看取りに関する取組を強化していく観点から、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法施行規則第140条の62の8に基づいて構成されています。

■在宅医療・介護連携推進事業の取り組み

事業名	事業内容
① 地域の医療・介護サービス資源の把握	医療と介護サービスの地域資源を把握し、現状の分析を行うとともにマップ等を作成します。 また、医師会のホームページ等に地域の医療・介護関係者や住民に情報提供し、在宅医療介護の推進に活用していきます。
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師、介護支援専門員、行政等で構成する「取手・守谷・利根地域連携協議会」を設置し、在宅医療・介護の課題抽出及び解決策について検討します。
③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	在宅医療・介護を提供する医療関係者が安心して在宅医療に携われるよう、主治医・副主治医制度や、診療所と病院間の後方支援体制を医師会とともに構築していきます。 また、在宅医療を必要とする高齢者が切れ目なく医療と介護のサービスを一体的に利用できるよう、さらに急変時の対応も含めた提供体制を整備します。
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	医療や介護関係機関に所属する多職種が、利用者の状態や今後の方針等に関する情報を適宜共有できるよう、入退院連携マニュアルや「電子@連絡帳システム」を活用し、情報共有体制を構築していきます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	平成 30 年度以降、取手市医師会において地域の在宅医療に関する相談窓口「いきいきネット支援センター」を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療に関する相談を行っていきます。
⑥ 医療・介護関係者の研修	在宅医療・介護関係者のネットワーク構築とスキルアップを図ることを目的として、医療・介護専門職向けに講演会、事例検討会、多職種連携フォーラム等の研修を開催します。
⑦ 地域住民への普及啓発	高齢者が安心して在宅医療を受けられるよう、在宅医療に関する講演会の開催や広報等による情報提供を実施し、在宅医療の普及を図ります。
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	二次医療圏内の病院から退院する高齢者について、退院後も在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう情報共有の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について、竜ヶ崎保健所を中心として関係機関と連携していきます。

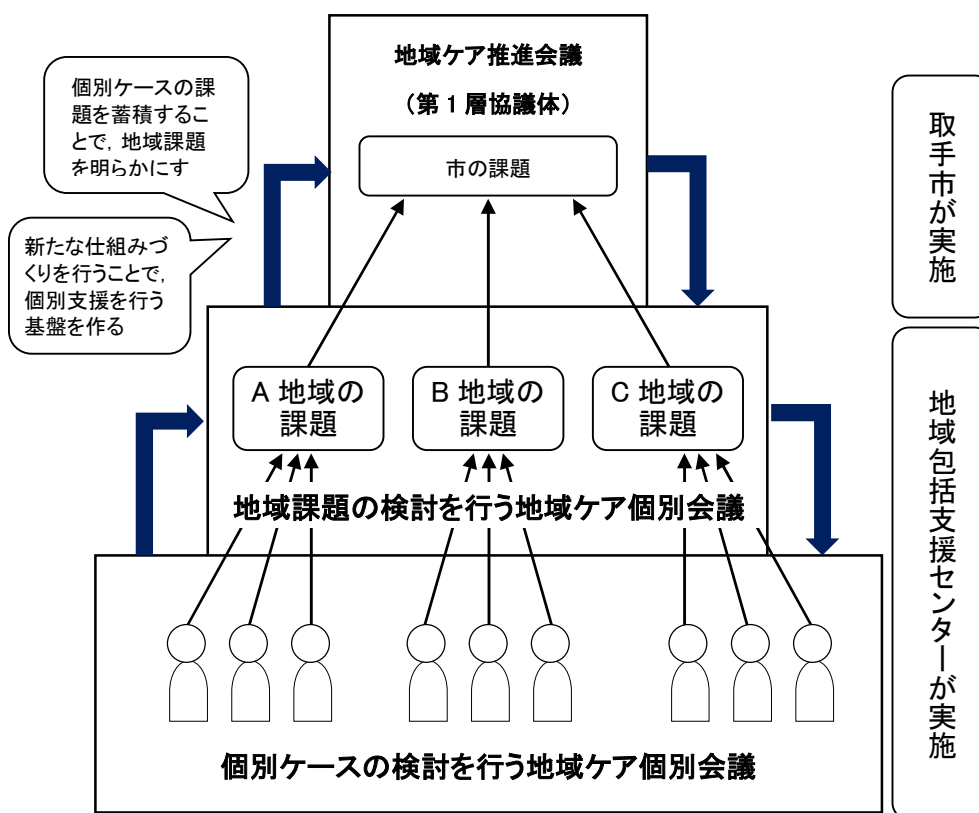
第 5 節 地域ケア会議の実施

第 1 項 地域ケア会議の実施及び推進

介護保険法第 115 条の 48 に基づき、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える関係機関や社会資源の整備を同時に進めていくため、個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）、市が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）を開催しています。生活支援体制整備により設置した第 1 層「地域支え合いづくり推進協議会（協議体）」と兼ねて設置し、市の地域課題を解決するための社会基盤の整備を行います。

また、平成 30 年度介護報酬改定において、訪問介護の生活援助中心型サービスについては、統計的に見て通常よりかけ離れた回数をケアプランに位置づける場合には、市が医療や介護の多職種で構成される地域ケア会議を開催し、必要に応じて生活援助の回数に限らずケアプランの内容全体を検証します。

<地域ケア会議実施イメージ>



■ 地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議の一覧

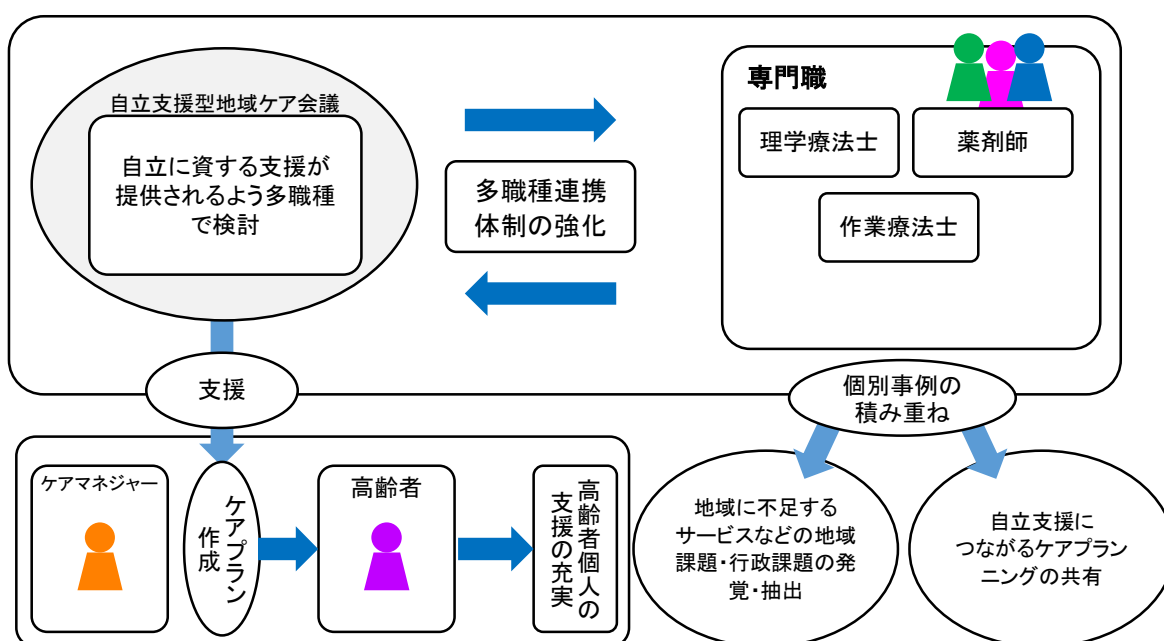
事業名	実施主体	事業内容
地域ケア個別会議 (個別課題・地域課題の検討)	地域包括支援センター	支援困難事案の支援方法を検討するため、地域ケア個別会議を開催します。 また、本会議の開催を通じて地域課題の把握に努めます。
地域ケア個別会議 (ケアプランの自立支援・重度化防止に資する検討会議)	地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメントの対象者である要支援者や総合事業の対象者のケアプランに対し、自立支援の目標設定や支援方法等を多職種協働で検討します。
地域ケア個別会議 (訪問介護の生活援助の回数検証)	市	医療や介護の多職種で構成される地域ケア会議を開催し、必要に応じて生活援助の回数に限らずケアプランの内容全体を検証します。
地域ケア推進会議	市	地域における課題の把握と情報共有、問題解決を図る場として、市全体の視点から施策を検討する地域ケア推進会議を開催します。

■地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議

(単位：回)

区分	年度	計画			
	見込	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
地域ケア個別会議開催回数	70	70	70	70	70
地域ケア推進会議開催回数	1	2	2	2	2

自立支援型地域ケア個別会議イメージ図



第6節 成年後見制度の利用促進を中心とした権利擁護の推進

第1項 成年後見制度の相談支援・普及啓発

地域包括支援センター、取手市社会福祉協議会に設置している「成年後見サポートセンター」と連携しながら、権利擁護の視点で相談に対応し、適切な情報提供や支援を行うなど、地域で暮らす高齢者等にとって身近な相談窓口の充実を図ります。

成年後見制度の普及・啓発については、取手市・地域包括支援センター・成年後見サポートセンター・NPO法人とりで市民後見の会等が連携し、成年後見制度に関する講演会・シンポジウムを定期的実施し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

第2項 高齢者虐待防止の推進

相談窓口としての地域包括支援センターの周知に努め、市民や介護サービス事業者等が虐待について相談しやすい環境を整えることで、早期発見を図るとともに、警察など関係機関と連携して対応を図ります。

虐待を発見した時には、高齢者虐待防止法に基づき、被虐待者の安全を確保するとともに、養護者の負担を軽減するために相談、指導及び助言を行います。

なお、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、緊急やむを得ない場合には、高齢者虐待防止法第9条の2に基づく特別養護老人ホームへの措置入所や老人福祉法第32条に基づく成年後見制度の市長申立てを実施します。

また、取手市高齢者虐待防止対策事業実施要綱に基づき、関係機関との連携協力体制を確保するために、高齢者虐待防止実務者会議の開催及び高齢者虐待の個別事例を検討するため、取手市、地域包括支援センター、警察による高齢者虐待個別事例検討会議を定期的の実施します。

第3項 消費者被害の防止

取手市、消費生活センター及び地域包括支援センター等が連携し、消費者安全法により、高齢者、障害がい者、認知症等により判断能力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」と「成年後見制度利用促進連携協議会」を兼ねて設置し、高齢者の悪質商法等（振り込め詐欺の被害）の防止及び啓発に取り組みます。

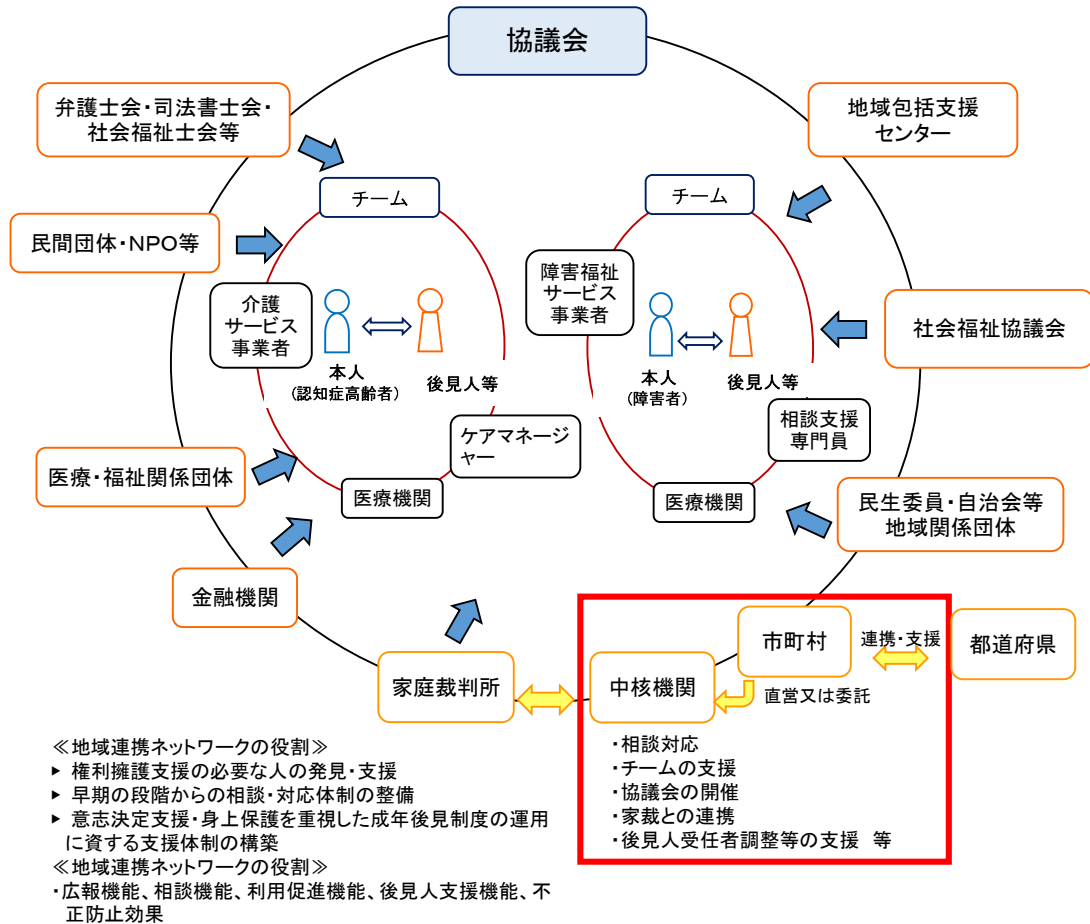
第4項 成年後見制度利用の促進

平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、内閣府が平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。

令和元年度に成年後見制度利用促進法第14条に基づき、「取手市成年後見制度利用促進審議会条例」の制定及び「成年後見制度利用促進審議会」を設置し令和2年度に「取手市版成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

具体的には、第3節第4項「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」に記載のとおり支援を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ



第7節 重層的支援体制への実現に向けた取組み参加と、協働の地域づくりの推進

第1項 重層的支援体制整備に向けた相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援

令和2年の法改正による社会福祉法第106条の4に基づき、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が創設されます。

住民に身近な圏域として、高齢・障害・児童等の分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携調整等を行なう体制づくりを部局横断的に検討し、所管部局と連携し検討を進めます。

第8節 自立した日常生活の支援、介護予防又は悪化防止に向けた取り組み及び目標設定・評価

第1項 市町村の自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取り組み内容と目標

平成30年度以降、介護保険法の改正により、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号に基づき、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として、本計画に「自立支援等施策」とその数値目標を記載し、毎年度その取り組みと目標に関する実施状況を調査・分析することが義務付けられました。

そのため、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第〇〇号）に基づく「具体的取り組み内容と目標」について、客観的な目標として数値目標を設定することとします。

また、介護保険法第122条の3に基づき、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組を推進するため、市町村の達成状況に関する指標を設定した上で、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」が交付されます。

具体的には、保険者機能強化推進交付金（市町村分）における評価指標をベースに取り組んでいくこととします。

■ 具体的取り組み内容と目標

（単位：回，%，団体）

基本指針（項目）		指標	計画		
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
自立支援、 介護予防・ 重度化防止	自立支援に資する ケアマネジメント 普及	介護支援専門員への 研修の実施回数	2	2	2
		自立支援型ケアマネ ジメントについて検 討した地域ケア個別 会議の実施回数	4	4	4
	一般介護予防事業 の実施状況	地域住民が主体とな る介護予防活動を行 う実施箇所	13	15	17
	個別課題の解決に 資する地域ケア個 別会議の実施状況	個別課題の解決に資 する地域ケア個別会 議の開催回数	40	45	50